

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正することについて

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを促進することを目的として所得制限を撤廃するとともに、字句の整理を行うため、改正するものであります。

秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

秦野市小児医療費の助成に関する条例（平成8年秦野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「前項第4号ア」を「前項第2号ア」に改める。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号 秦野市小児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項第 2 号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児は、その父又は母のうちいずれかその小児の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 前項第 4 号アの場合において、父及び母がともにその父及び母の子である小児を養護し、かつ、これと生計を同じくするときは、その小児は、その父又は母のうちいずれかその小児の生計を維持する程度の高い者によって養護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。</p> <p>(所得の制限)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までにある小児に係る医療費の助成を受けようとするときを除き、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれの各号に定める年における対象者の所得が、その対象者の所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下この項において「扶養親族等」という。）並びにその対象者の扶養親族等でない児童（満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。）で、その所得があった年の 1 2 月 3 1 日において生計を維持した者の有無及び数に応じて規則で定める額以上の場合は、対象者とし</p>

(助成の範囲)

第4条 (略)

(助成の方法)

第5条 (略)

(医療証交付の申請等)

第6条 (略)

(届出の義務)

第7条 (略)

(貸与等の禁止)

第8条 (略)

(損害賠償との調整)

第9条 (略)

ない。

(1) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が1月1日から6月30日までの間にあるとき その日の属する年の前々年

(2) 医療費の助成を受けようとする小児の誕生日が7月1日から12月31日までの間にあるとき その日の属する年の前年

2 前項の所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(助成の範囲)

第5条 (略)

(助成の方法)

第6条 (略)

(医療証交付の申請等)

第7条 (略)

(届出の義務)

第8条 (略)

(貸与等の禁止)

第9条 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 (略)

(助成費の返還)

第10条 (略)

(公簿による確認等)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の秦野市小児医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる医療について適用し、施行日前に行われた医療については、なお従前の例による。

(助成費の返還)

第11条 (略)

(公簿による確認等)

第12条 (略)

(委任)

第13条 (略)

小児医療費助成事業の見直しについて

1 制度改正の趣旨

小児医療費助成事業については、少子化が進展する中、子育て支援施策の中でも重要な施策の一つとして取り組んでおり、平成 29 年 4 月からは、未就学児の所得制限を撤廃し、併せて小学生以上の所得制限を緩和しました。

また、平成 31 年 4 月からは、通院助成の対象を中学 3 年生までに拡大しました。

更に安心して子育てできる環境を整えるために、対象年齢は据置きとしたうえで、全対象者の所得制限を撤廃し、子育て支援をより一層、充実させていくものです。

2 改正内容

(1) 所得制限の撤廃

現在、小学生以上に設けている所得制限を撤廃します。

(2) 実施期日

令和 5 年 10 月 1 日

3 改正前後の助成内容比較

対象年齢	改正後			改正前		
	助成対象	所得制限	医療証	助成対象	所得制限	医療証
未就学児	通院 入院	なし	あり	通院 入院	なし	あり
小学生 中学生	通院 入院	<u>なし</u>	あり	通院 入院	<u>あり</u>	あり

4 所得制限撤廃による新規対象見込

1, 100 人

5 所得制限撤廃による所要見込額（年間）

30,000,000円

（対象見込児童数1,100人×令和3年度1人当たり平均医療助成費27,000円）

6 制度改正の経過

改正年月日	通院	入院	所得制限
平成7年10月1日	0歳児のみ	中学3年生まで	1歳児以上あり
平成11年1月1日	1歳児まで	〃	〃
平成13年10月1日	3歳児まで	〃	〃
平成15年10月1日	4歳児まで	〃	なし
平成16年10月1日	5歳児まで	〃	〃
平成20年10月1日	6歳児まで	〃	〃
平成24年10月1日	小学4年生まで	〃	1歳児以上あり
平成28年10月1日	小学6年生まで	〃	〃
平成29年4月1日	小学6年生まで	〃	未就学児：なし 小学生以上：児童 手当新基準に緩和
平成31年4月1日	中学3年生まで	〃	〃

7 令和3年度助成実績

(1) 助成件数 193,060件

(2) 医療費助成額 427,642,998円

(3) 医療証交付者 16,220人（令和4年3月末日）

8 県内各市の状況

小児医療費助成制度 県内市町村別実施状況

令和4年12月1日現在
子育て総務課

自治体	対象年齢									入院	所得制限	窓口負担	
	通院												
	就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3					
0 神奈川県	◎										中3	0歳以上【旧】	入院：1日100円 通院：1回200円 0～3歳まで窓口負担はなし
1 横浜市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	3歳以上【旧】	・1、2歳児で保護者の所得が基準額以上の場合は、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ・小学4～中学3年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学4～中学3年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
2 川崎市	◎	◎									中3	1歳以上【新】 （入院：なし）	小学4～6年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学4～6年生でも、保護者が市民税所得割非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
3 相模原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【新】	小学1～3年生のみ、通院1回500円までの窓口負担あり（入院・調剤は窓口負担なし） ※ただし、小学1～3年生でも、保護者が市民税非課税の場合は全額助成（通院の窓口負担なし）
4 横須賀市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
5 平塚市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
6 鎌倉市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
7 藤沢市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	中1以上【新】	—
8 小田原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【旧】	—
9 茅ヶ崎市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	4歳以上【旧】	小学4～中学3年生に通院1回500円までの一部負担金
10 逗子市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—
11 三浦市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
12 秦野市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【新】	—
13 厚木市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
14 大和市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—
15 伊勢原市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	小1以上【旧】	—
16 海老名市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
17 座間市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	1歳以上【旧】	—
18 南足柄市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—
19 綾瀬市	◎	◎	◎	◎	◎						中3	なし	—

※◎：対象年齢

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準

※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額

※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限の基準が緩和されています。

自治体	対象年齢									入院	所得制限	窓口負担	
	通院												
	就学前	小学校	中1	中2	中3	高1	高2	高3					
20	葉山町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
21	寒川町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
22	大磯町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
23	二宮町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
24	中井町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
25	大井町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		高3	なし	—
26	松田町	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		高3	なし	—
27	山北町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
28	開成町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	3歳以上【旧】	—
29	箱根町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
30	真鶴町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
31	湯河原町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
32	愛川町	◎	◎	◎	◎	◎					中3	なし	—
33	清川村	◎	◎	◎	◎	◎					高3	なし	—

※◎：対象年齢

※所得制限の【旧】は子ども手当施行前の旧児童手当特例給付基準

※所得制限の【新】は子ども手当廃止後の現行の児童手当所得制限限度額

※本市は、【新】基準を採用しているため、【旧】基準に比べ所得制限の基準が緩和されています。



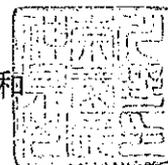
FNo. 4・0・0 (甲)

令和4年12月15日

秦野市社会福祉審議会

会長 藤村和静様

秦野市長 高橋昌和



小児医療費助成事業の見直しについて（諮問）

本市では、小児の健康の維持及び健全な育成に寄与することを目的に、平成7年10月から0歳児の通院医療費助成を開始し、これまで数度の見直しを行い、現在は、中学3年生までの入院及び通院に係る医療費助成について、一定の所得制限を設けた上で実施しています。

本事業では、助成対象の範囲や所得制限の有無等についての相違があるものの、全国の地方自治体において実施されています。全ての子どもが安心して医療を受けられるためにも、本来、国家レベルで実施すべき社会保障の一部を、地方自治体が肩代わりしていると言える状況が続いているため、国の制度として創設するよう要望してきました。

しかしながら、さらに少子化が進み、より一層安心して子育てできる環境整備が求められている中で、本市としても子育て支援を拡充させる必要があること、また、平成29年4月からの制度改正に係る貴審議会での答申において、所得制限のあり方について検討するよう付帯意見が添えられています。こうした状況を踏まえ、小児医療費助成事業の見直しについて、次のとおり諮問します。

- 1 小学生以上に設けている所得制限を撤廃とすること。
- 2 1について、令和5年10月から施行すること。



令和4年12月26日

秦野市長 高橋 昌和 様

秦野市社会福祉審議会
会長 藤村 和 静



小児医療費助成事業の見直しについて (答申)

貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年12月15日付けFNo. 4・0・0 (甲) で諮問のありました標記の件について、慎重に審議をした結果、子どもを誰一人取り残すことなく、その健やかな成長を社会全体で支援し、安心して産み育てる環境整備の更なる促進を図るものとして、諮問内容のとおり見直しをすることが適当と認めますので、その旨答申いたします。